

振動規制法に基づく地域の指定及び基準

- 1 振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域

五所川原市の区域のうち

都市計画法第8条第1項第1号に掲げる、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域として定められた区域

- 2 振動規制法第4条第1項の規定により同地域の特定工場等において発生する振動の規制基準

次の表のとおりとする。

ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、同表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

備考

- 1 第1種区域、第2種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。

- (1) 第1種区域 騒音に係る告示第2号の表の備考の1に規定する第1種区域及び第2種区域

(五所川原市の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域として定められた区域)

- (2) 第2種区域 騒音に係る告示第2号の表の備考の1に規定する第3種区域

(五所川原市の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域)

2 昼間及び夜間とは、それぞれ次に掲げる時間をいう。

(1) 昼間 午前8時から午後7時まで

(2) 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで

3 振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号。以下「省令」という。)別表第1の付表の第1号の規定による特定建設作業に伴って発生する振動の基準に係る同号に規定する区域の指定

騒音に係る告示第3号に規定する区域

(五所川原市の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域)

4 省令別表第2の備考の1の規定による、道路交通振動の限度に係る第1種区域及び第2種区域の区域の指定並びに同備考の2の規定による道路交通振動の限度に係る昼間及び夜間の時間の設定

(1) 省令別表第2の備考の1の規定による第1種区域及び第2種区域

(ア) 第1種区域 第2号に規定する第1種区域

(イ) 第2種区域 第2号に規定する第2種区域

(2) 省令別表第2の備考の2規定による昼間及び夜間

(ア) 昼間 午前8時から午後7時まで

(イ) 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで